

平成 24 年 2 月 15 日

民主党 政策調査会厚生労働部門会議
障がい者ワーキングチーム

事務局長 初鹿 明博 様

社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会
会長 北浦 雅子

障害者総合福祉法（仮称）の制定についての要望

重症心身障害児（者）の保健福祉施策につきましては、日頃より格別のご配慮を賜り感謝いたしております。また、先般のつなぎ法により、児者一貫の支援体制並びに通園(通所)事業の法定化を実現いただきましたこと深く感謝申し上げます。

平成 23 年 11 月 29 日の民主党障がい者ワーキングチームでのヒヤリングで意見を申し述べる機会をいただきありがとうございました。

その際に障害者総合福祉法(仮称)は、総合福祉部会の骨格提言を可能な限り反映して、障害者自立支援法を改正することで実現いただきたいと申し上げました。

先般、障害者総合福祉法（仮称）の制定について、総合福祉部会においても、議論がありましたが、当会は、次のような見解で意見を述べております。

つきましては、障害者総合福祉法は、障害者自立支援法の名称を改めることで実現いただきますことを要望いたします。

厚生労働省の法案骨子に対する意見

全国重症心身障害児（者）を守る会
会長 北浦雅子

障害者総合福祉法（仮称）の在り方

（要点）

新法は、総合福祉部会の骨格提言を可能な限り反映させた法制度となることを期待しています。法律制定に当たっては、厚生労働省の骨子案で実現されますことを要望いたします。

（理由）

障害者自立支援法は、つなぎ法によって変革され、また24年度予算により、骨格提言の趣旨がかなりの部分で反映されていること。また、改革による大混乱を利用者や市町村に与えないためにも、穏やかな法制移行が望まれます。

- 1 応能負担は実現しました。
- 2 障害者総合福祉法が対象とする障害者の範囲は、すでに発達障害が対象とされたので、谷間のないものとするためには障害者基本法との整合性を図るものとし、残された難病等が対象となれば、骨格提言の趣旨に沿うものとなります。
- 3 選択と決定については、現在の障害程度区分では、ニーズが十分反映されないので、検証、再構築する必要があります。

支給決定プロセスの問題等について、自ら意思決定が困難である障害者への対応などの不安があり、ケアマネジメントの仕組みや客観性を持った尺度の創設等の課題を十分な時間をかけて検討することが必要です。

- 4 支援（サービス）体系については、提言の趣旨が24年度予算においても取り入れられているところであり、今後とも予算対応として段階的に進展させるべきであると考えます。
- 5 地域移行については、移行支援、定着支援、相談支援、移行目標値の設定と基盤整備等の推進、また人材確保と報酬制度の改善等は、予算対応であり、順次進展させるべきものです。
- 6 財政の在り方は、可能な限り国庫負担金として制度の内容を充実させるとともに、補助制度と相まって必要な予算の確保を図ることが必要です。
- 7 障害者総合福祉法（仮称）といえども、サービスの給付法であることを踏まえるべきです。